一　名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第九十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
五　発行額	額面金額で百四十億二千六百六十五万円
六　払込金額	百四十一億九十九万千二百四十五円
七　最低額面金額	五万円
八　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九　発行日	平成二十二年十月七日
十　発行価格	額面金額百円につき百円五十三銭
十一　利率	年〇・四パーセント
十二　経過利子の払込み	㈠　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{0.4}{100}$×$\frac{17}{365}$ ㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。
十三　初期利子	平成二十三年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
十四　第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　償還期限	平成二十七年九月二十日
十六　償還金額	額面金額百円につき百円
十七　元利金支払場所	日本銀行
十八　払込期日	平成二十二年十月七日

○財務省告示第三百七十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十二年十月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十一月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百十回）
二　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
五　発行額	額面金額で百四億五千百二十五万円
六　払込金額	百四億四千六百二万四千三百七十五円
七　最低額面金額	五万円
八　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九　発行日	平成二十二年十月七日
十　発行価格	額面金額百円につき九十九円九十五銭
十一　利率	年一・〇パーセント
十二　経過利子の払込み	㈠　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{17}{365}$ ㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。
十三　初期利子	平成二十三年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
十四　第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　償還期限	平成二十七年九月二十日
十六　償還金額	額面金額百円につき百円
十七　元利金支払場所	日本銀行
十八　払込期日	平成二十二年十月七日

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条の規定により公告する。受還付人は、同条第2項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

横浜地方検察庁検察官
平成22年検第2281号覚せい剤取締法違反被告事件（平成22年領第1039号）　1. 現金65,283円
平成22年検第3974号常習賭博被告事件（平成22年領第1337号）　1. 説明書2冊。2. 鍵（キーホルダー付き）3個。3. 鍵（針金付き）4個。4. ホワイトボート1個。5. 監視カメラレンズ1個
平成22年検第3974号常習賭博被告事件（平成22年庁外領第54号）　1. ポーカーゲーム機7台

横浜地方検察庁川崎支部検察官
平成21年検第2910号売春防止法違反被告事件（平成21年領第963号）　1. メモ帳5冊。2. メモ2束と1冊と3枚。3. メモ紙2枚。4. 手帳1冊。5. 出勤表1束。6. 電気料金払込用紙1通。7. 利用明細等1束。8. 保証書1枚。9. 現金100,000円。10. 財布2個。11. タイマー1個。12. 携帯電話機4台。13. 無線機20台
平成21年検第2641～2644号売春防止法違反幇助被疑事件（平成21年領第1144号）　1. 無線機2台。2. 小電力無線機1台。3. 携帯電話機1台。4. 紙片1枚

横浜地方検察庁相模原支部検察官
平成21年検第2610号窃盗被疑事件（平成22年領第246号）　1. ハンドバッグ1個。2. 手提げバッグ1個。3. ゲームソフト35枚。4. ゲーム機1台。5. ゲームコントローラ1個。6. マイク1個。7. 空ケース1個。8. DVDビデオ28枚。9. DVDケース3個。10. 本1冊。11. 小物入れ1個。12. 腕時計11個。13. ネックレス5本。14. ブレスレット2本。15. ピアス27個。16. 指輪9個。17. 指輪ケース1個。18. 箱5個。19. 巾着袋1枚。20. イヤホン1個。21. 化粧品1個。22. ボールペン1本。23. メモリーカード1個。24. 外国紙幣6枚。25. 外国通貨様のもの19枚。26. インクカートリッジ1箱。27. ワイヤレスバー1個。28. 電源コード1個。29. カゴ1個。30. 袋1枚

さいたま地方検察庁検察官
被疑者不詳銃砲刀剣類所持等取締法違反被疑事件（平成22年領第1902号）　1. 日本刀1振